

福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の中間整理案に対する意見(パブリックコメント及び市町村からの意見)と対応等

資料1

※ページ及び行番号は中間整理案のものです。

No.	頁	行	意見(修正案)	意見(修正)の理由	県の対応と考え方	担当部
1	28	8	<p>福島第一・第二原子力発電所の廃炉作業が、中長期ロードマップや廃止措置計画等に基づき安全かつ着実に進められるよう、現地駐在職員や、専門家と県、関係市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」、県民や各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」などの取組により厳しく監視します。</p> <p>⇒ 福島第一・第二原子力発電所の廃炉作業が、中長期ロードマップや廃止措置計画等に基づき安全かつ着実に進められるよう、県民や各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」により県民の目線で確認するとともに、現地駐在職員や、専門家と県、関係市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」などの取組により厳しく監視します。 (市町村意見)</p>	<p>「廃炉安全確保県民会議」の目的と「廃炉安全監視協議会」の目的は分けて記載した方が、より適切と考える。</p>	<p>「廃炉安全確保県民会議」と「廃炉安全監視協議会」の役割や構成員は異なるものの、いずれも県内原子力発電所の廃止措置等に向けた取組を監視するため県が設置している安全監視組織であり、基本計画は中間整理案のとおりとします。</p>	危機管理部(原安課)
2	28	18	<p>安全はもとより国内外に向けた正確な情報発信や万全な風評対策等に関係省庁が一体となって取り組むよう引き続き求めていきます。</p> <p>⇒ 安全はもとより国内外に向けた正確かつ分かりやすい情報発信や万全な風評対策等に関係省庁が一体となって取り組み、国内外の理解を得るとともに新たな風評を発生させないよう、引き続き求めていきます。 (市町村意見)</p>	<p>同頁20行の県の取組として記載されているように、当該対応で重要なことは「理解の醸成」と「新たな風評の防止」であり、「正確な情報発信」や「風評対策」はそのための手段であることから、その旨を具体的に記載するべきと考える。</p> <p>また、いくら正確な情報を発信しても国民に伝わらなければ意味が無いため、「分かりやすい情報発信」も求めるべきと考える。</p>	<p>当該項目は具体的取組を記載する項目であり、取組を実施する目的や背景となる「現状・課題」等については、26頁に記載することとしております。</p> <p>また、風評を抑制するためには、トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果など、正確な情報を広く国内外に発信し、本県の状況が正しく理解されるよう取り組むことが重要であると考えており、基本計画は中間整理案のとおりとします。</p> <p>なお、御意見のとおり、情報を発信するだけでなく伝えることも重要であることから、分かりやすい情報の発信や、様々な手段による情報発信、関係者等に対する丁寧な説明などについても、引き続き国に求めてまいります。</p>	危機管理部(原安課)
3	35	16~	<p>文言に「コンビニエンスストア」も加える (市町村意見)</p>	<p>ATMが置かれているコンビニエンスストアにおいても、なりすまし詐欺対策が必要なため。</p>	<p>ATMは、コンビニエンスストアに限らず、スーパーや公共施設等にも設置されており、それらは関係機関に含まれることから、コンビニエンスストアのみを特出しせずに中間整理案のとおりとします。</p>	県警
4	35	28	<p>「犯罪の起こりにくい、～利活用をお願いします。」の文を削除。 (市町村意見)</p>	<p>市町村の役割として「防犯カメラの設置」について記載するのではなく、関係団体への情報の提供や連携について記載すべき。なぜ市町村がそれぞれ負担をして防犯カメラを設置しなければならないか項目に記載されている文章から読み取れない。</p>	<p>ご意見を参考に、以下のとおり修正します。 ・犯罪の起こりにくい、抑止力の高い地域形成に向けた取組の推進をお願いします(例:関係団体への情報提供や連携、防犯灯や防犯カメラ等の設置及び利活用等)。</p>	危機管理部(危機管理課)

No.	頁	行	意見(修正案)	意見(修正)の理由	県の対応と考え方	担当部
5	41	4~6	高齢者虐待の被害者等への支援 虐待を受けた高齢者や虐待を行った家族等への支援が適切に行われるよう、支援を行う市町村や地域包括支援センターの職員等に対し、虐待への対応能力向上のための研修を実施するとともに、必要な助言を行います。 <u>また、権利擁護の支援が必要な人のために市町村並びに専門職団体等と連携し、成年後見制度利用促進に向けた地域連携ネットワークを構築するなど体制整備を行います。</u> (市町村意見)	「権利擁護」の文言(4か所)が障がい者の項目にだけ記載されている。児童、高齢者(特に認知症高齢者等)も同様の権利擁護が必要であり、より具体的な対応策のひとつとして「成年後見制度」が考えられるため、朱書きのように追加してはどうか。 なお、12/22(水)成年後見制度利用促進専門家会議にて、第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項(最終とりまとめ)が公表された。 計画の抜粋、 4 優先して取り組む事項 (4)地方公共団体による行政計画等の策定・・・P57～ ③ 都道府県による取組方針の策定 (5)都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進 ③ 市町村への具体的な支援内容 との記載にも応える必要がある。	意見をふまえ、以下のとおり修正します。 虐待を受けた高齢者や～(中略)～必要な助言を行います。 また、成年後見制度は権利擁護支援の重要な手段のひとつであり、その利用促進に向けた各市町村が取り組む地域連携ネットワークの構築など体制整備を支援します。	保健福祉部
6	44	45	「県民自らの意識改革」の意識改革がどのようなこと(内容)かを具体的に。 (市町村意見)	意識改革だけだと、県民に伝わりにくい。	ご意見を受け、「このことから～(省略)交通安全意識啓発活動を通じ、交通安全意識の変容を促し、積極的な交通安全活動への参加促進等が求められています。」に修正します。	県警
7	44	47	「児童生徒等を交通事故から守るために」を「全ての県民を交通事故から守るために」に修正。 (市町村意見)	交通事故から守るのは、「児童生徒」だけでなく「全ての県民」であるため。	ご意見のとおり、「全ての県民」に修正します。	県警
8	45	26	「県民自らの意識改革」の意識改革がどのようなこと(内容)かを具体的に。 (市町村意見)	意識改革だけだと、県民に伝わりにくい。	ご意見を受け、「このことから～(省略)交通安全意識啓発活動を通じ、交通安全意識の変容を促し、積極的な交通安全活動への参加促進等に向け、～(省略)。」に修正します。	県警
9	44・45・46		文言の統一 (市町村意見)	自治体・各市町村・行政という文言が文章内で使われているが、理由があって使い分けているのか。可能であれば統一すべき。	文面に応じて、各文言を使い分けているため、中間整理案のとおりとします。	危機管理部 (危機管理課)
10	45	32・33	削除 (市町村意見)	主語は「県」となると思われるが、県がどのような取り組みを行っていくか文言から読み取れない。	記載は、県が行う「施策展開の方向性」を示すものであることから、中間整理案のとおりとします。	県警
11	45	40・41	削除(各市町村が～ともに) (市町村意見)	主語は「県」となると思われるが、点検を実施するのは各市町村。県がどのような取り組みをしていくのか文言から読み取れない。	記載は、県が行う「施策展開の方向性」を示すものであることから、中間整理案のとおりとします。	県警
12	46	36・37・38	削除 (市町村意見)	主語は「県」となると思われるが、県がどのような取り組みを行っていくか文言から読み取れない。	記載は、県が行う「施策推進に向けた具体的取組」を示すものであり、各主体の連携による交通安全対策の必要性を明記したものであることから、中間整理案のとおりとします。	県警

No.	頁	行	意見(修正案)	意見(修正)の理由	県の対応と考え方	担当部
13	47	5	「運営に対する財政的補助等の支援策の推進をお願いします。」の文を削除。 (市町村意見)	県が、各市町村の補助金のあり方について記載するのはおかしい。ここでは、情報の提供や運動の連携に留めておくべき。	当該文章は、防犯を推進するための施策の例示であり、今後も引き続き各市町村の実情に応じた施策の推進をお願いするものであることから、中間整理案のとおりとします。	危機管理部 (危機管理課)
14	62		産業廃棄物の再生利用率 令和12年度53%以上→産業廃棄物の再生利用率 令和12年度〇〇%以上 (市町村意見)	現況値54%に対して目標値を53%に設定しているが、目標値は現況値より高く設定すべきではないか。	目標値は令和12年度の予測値から2ポイント増とすることとし53%以上と設定しております。なお、「令和元年度の現況値は、令和元年東日本台風の被害に伴う復旧工事により、再生利用率の高いがれき類の発生量が多かったため高い値となっている。」ものであるため、備考欄にその旨(「」内の内容)を記載します。(参考:H30年度51%)	生活環境部